

11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待は、どこにでも起こりうることであり、社会全体で解決すべき問題です。日ごろから子どもたちに関心を持ち、虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに悩んだときには、市の窓口や児童相談所に連絡してください。

◇連絡先 「虐待かな？」と感ずることがあればご連絡ください。

- ・うきは市福祉事務所子育て支援係 Tel0943-75-4961
- ・福岡県久留米児童相談所 Tel0942-32-4458



◇相談・通告 虐待の相談・通告は、匿名でできます。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

★家庭児童相談もご利用ください。

家庭児童相談員が家庭での心配事・悩み事の相談に随時応じています。

家庭児童相談専用電話 Tel0943-73-9151（月～金曜日：9時～17時）

屋外広告物を掲載する時は許可が必要

屋外広告物（看板）を出すときは、事前に許可が必要です（福岡県屋外広告物条例）。また、道路上に掲示される広告物に関しては、道路占用許可が必要となります。

◇屋外広告物とは

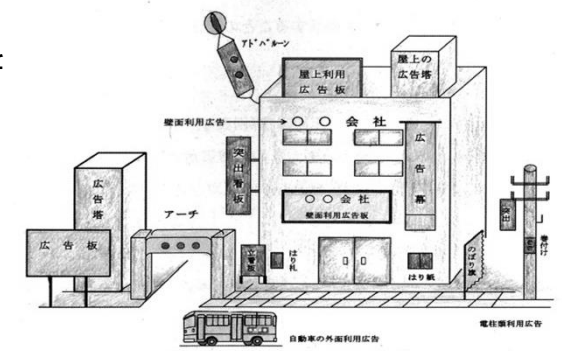
- ①常時または一定の期間継続して表示されるものであること
- ②屋外で表示されるものであること
- ③公衆に表示されるものであること
- ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他工作物に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するものであること

（例）◆お店に表示する看板などで、それらの合計が15平方メートルを超えるもの ◆道路沿いに設置する広告看板 ◆イベント等で一時的に掲示する立て看板・貼り紙・のぼり など

※詳細は福岡県ホームページ「屋外広告物制度」をご覧ください。

(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/0607030okugaiokoukokubutu.html>)

●問合せ 市民生活課生活環境係 Tel75-4972



健康診査（後期高齢者医療制度）について

◇年に一度は健康診査を受けましょう！！

福岡県後期高齢者医療制度の被保険者を対象に生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的とした健康診査を実施しています。平成30年度の実施期間は平成31年3月31日までです。まだ受診されていない方は、お早めにご予約の上、受診してください。受診の際は「被保険者証（保険証）」と広域連合が4月から5月に郵送した「受診票」、自己負担金500円が必要です。



※実施医療機関が分からない場合や受診票が見当たらない場合は、下記へお問い合わせください。

※生活習慣病（糖尿病や高血圧症など）で治療中の方は受診の対象となりません。

●問合せ 福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター Tel092-651-3111

※市の住民健診でも受けることができますので、集団健診を希望の方は、うきは市保健課食育・健康対策係（Tel75-4960）へお問い合わせください。